

災害時における物資供給に関する協定書

中 津 市

ライオンズクラブ国際協会 337-B 地区 1R-1Z

中津市（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会 337-B 地区 1R-1Z 中津市内のライオンズクラブ 4 団体（中津 LC、中津沖代 LC、三光 LC、耶馬溪 LC）「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における物資の調達に関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、次の次号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）中津市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）中津市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。
- （3）中津市内に災害が発生し、被災地において災害ボランティア等の活動に物資を要するとき。
- （4）甲が、災害時に関わらず物資の提供、使用を必要とする時に、要請事項を事前通達し、乙は要請を確認し協議後に物資の提供を行う事が出来るものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- （2）その他甲が要請する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することのできない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（運搬および物資の引渡し）

第 7 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 物資の供給に係る運搬費用は乙が負担するものとする。

(運搬および物資の返却)

- 第8条 甲は、供給を受けた物資のうち、返却が必要な物資については、使用が終了したときは、原則として速やかに乙の確認を受けた上で返却するものとする。
- 2 物資の返却に係る運搬費用は乙が負担するものとする。

(物資の破損等の対応)

- 第9条 前条における物資の破損、汚損、紛失等については、原則として乙が負担するものとする。

(物資の管理)

- 第10条 乙は乙の会員が保有する敷地内に運搬可能な防災倉庫を設置し、供給要請対象一覧を備蓄し管理するものとする。

(連絡責任者)

- 第11条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては中津市防災危機管理課とし、乙においては、ライオンズクラブ国際協会 337-B 1R-1Z (中津地区代表) 中津ライオンズクラブ事務局とする。

(担当者名簿の作成)

- 第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年7月1日現在の更新事項の事務担当者名簿を作成、相互に交換するものとする。
- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

- 第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

- 第14条 この協定に定める事項に生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 6 年 4 月 10 日

甲 大分県中津市豊田町 1 4 番地 3

中津市

中津市長職務代理者

中津市副市長

前田 良猛



乙 大分県中津市殿町 1383-1 (中津商工会館 3F)

ライオンズクラブ国際協会 337-B 地区 1 R - 1 Z

1 R - 1 Z Z S

坪根 弘宜



担

情報

がある

をもって

及び押印の

別紙①

供給要請対象物品一覧

分類	主な品種
作業関係	土嚢袋 ヘルメット 軍手
工具類	軽量スコップ 高圧洗浄機 ホウキ ジョリン（手箕） かき板 一輪車 水履きモップ

物資提供要請書

中防 第 号
令和 年 月 日

ライオンズクラブ国際協会 337-B地区
1R-1Z ZS（中津地区代表）
様

中津市長 ⑩

「災害時における物資供給に関する協定書」に基づき、物資の供給にご協力をお願いいたします。

記

1. 引渡し場所
(返却場所)

2. 供給期間 令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

※上記期間は、災害の規模・程度により延長又は変更される場合があります。

3. 連絡調整窓口 中津市総務部防災危機管理課
電 話：0979-22-1113
FAX：0979-24-7522